



事務連絡  
令和5年3月6日

公益社団法人 日本精神科病院協会 御中

厚生労働省医政局医事課  
厚生労働省医政局歯科保健課  
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

令和4年医師、歯科医師及び薬剤師の届出について（依頼）

標記につきましては、従来から御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

医師法（昭和23年法律第201号）第6条第3項、歯科医師法（昭和23年法律第202号）第6条第3項及び薬剤師法（昭和35年法律第146号）第9条の規定により義務づけられた2年に一度の医師、歯科医師及び薬剤師の届出について、今回から、医療機関等に勤務する医師、歯科医師及び薬剤師について、オンラインによる届出を可能とした上で、本年1月16日を提出期限として実施したところです。

医師届出票、歯科医師届出票及び薬剤師届出票は、公的統計を作成する基礎資料となるだけでなく、国や都道府県における医師、歯科医師及び薬剤師確保対策について検討する上でも重要な基礎資料となるものであり、また、医師及び歯科医師においては、本届出票を基に「医師等資格確認検索システム」に氏名等が掲載されることになります。

休業中の方も含め、全ての医師、歯科医師及び薬剤師に届出をしていただく必要があるため、現時点で、まだ届出を行っていない場合には、速やかに届出をしていただくよう、会員の方々への周知について、改めて特段の御配慮をお願いいたします。